

令和元年第4回
市議会定例会(9月)
提出議案

主要事項説明書



目 次

◆ 会計別予算額一覧.....	3
◆ 一般会計歳入予算額一覧.....	4
◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）	5
◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）	6
◆ 9月補正予算 主要事項	7
◆ 条例関連議案	35
◆ その他の議案	41
◆ 報 告	45

◆ 会計別予算額一覧

(単位:千円)

会 計 名			補正前の額	9月 補正額	補正後の額
一 般 会 計			42,195,628	288,176	42,483,804
特 別 会 計	国民健康保険事業		7,354,400	113,441	7,467,841
	国民健康保険診療所費		38,500		38,500
	と畜場費		35,900		35,900
	宅地造成事業		23,200		23,200
	休日急患診療所費		22,300		22,300
	公設地方卸売市場事業		14,000		14,000
	農業集落排水施設事業		961,800		961,800
	福知山都市計画事業石原土地区画整理事業		511,100		511,100
	介護保険事業	保険事業勘定	8,318,600	199,491	8,518,091
		介護サービス事業勘定	32,500	827	33,327
	下夜久野地区財産区管理会		177		177
	後期高齢者医療事業		2,033,500		2,033,500
	小 計		19,345,977	313,759	19,659,736
企 業 会 計	水道事業		4,307,300		4,307,300
	下水道事業		8,450,600		8,450,600
	病院事業	福知山市民病院	14,300,767		14,300,767
		大江分院	951,733		951,733
	計		15,252,500		15,252,500
	小 計		28,010,400		28,010,400
合 計			89,552,005	601,935	90,153,940

◆ 一般会計歳入予算額一覧

(単位:千円)

款	補正前の額	9月補正額	補正後の額
01 市税	11,641,669		11,641,669
02 地方譲与税	424,000		424,000
03 利子割交付金	17,000		17,000
04 配当割交付金	78,000		78,000
05 株式等譲渡所得割交付金	60,000		60,000
06 地方消費税交付金	1,442,000		1,442,000
07 ゴルフ場利用税交付金	5,000		5,000
08 自動車取得税交付金	134,000		134,000
09 国有提供施設等所在市町村助成交付金	22,000		22,000
10 地方特例交付金	98,000	126,771	224,771
11 地方交付税	10,350,000		10,350,000
12 交通安全対策特別交付金	11,000		11,000
13 分担金及び負担金	538,514	△ 114,323	424,191
14 使用料及び手数料	1,266,268	△ 50,194	1,216,074
15 国庫支出金	5,885,643	139,244	6,024,887
16 府支出金	2,867,116	80,503	2,947,619
17 財産収入	460,961		460,961
18 寄附金	144,095		144,095
19 繰入金	1,628,074	16,800	1,644,874
20 諸収入	686,417	9,582	695,999
21 市債	4,424,000	70,300	4,494,300
22 繰越金	11,871	9,493	21,364
一般会計合計	42,195,628	288,176	42,483,804

◆ 一般会計歳出予算額一覧（目的別）

（単位：千円）

款	補正前の額	9月 補正額	補正後の額
01 議会費	297,033		297,033
02 総務費	4,991,840	140,307	5,132,147
03 民生費	14,420,486	34,334	14,454,820
04 衛生費	4,808,524		4,808,524
05 労働費	17,770		17,770
06 農林業費	1,651,324	58,030	1,709,354
07 商工費	526,454	8,000	534,454
08 土木費	3,121,997	7,068	3,129,065
09 消防費	1,894,311		1,894,311
10 教育費	3,559,057	6,937	3,565,994
11 災害復旧費	1,089,440	33,500	1,122,940
12 公債費	5,767,392		5,767,392
13 予備費	50,000		50,000
一般会計 合計	42,195,628	288,176	42,483,804

◆ 一般会計歳出予算額一覧（性質別）

（単位：千円）

区 分	補正前の額	9月補正額	補正後の額
人 件 費	6,566,568		6,566,568
うち 議員給与費	203,934		203,934
うち 職員給与費	4,735,734		4,735,734
物 件 費	5,440,660	13,131	5,453,791
維 持 補 修 費	243,900		243,900
扶 助 費	8,701,882	△ 8,138	8,693,744
補 助 費 等	4,979,720	33,366	5,013,086
投 資 的 経 費	5,544,830	120,630	5,665,460
う ち 人 件 費	333,196		333,196
普 通 建 設 費	4,449,268	87,130	4,536,398
補助事業費	1,748,370	9,955	1,758,325
単独事業費	2,700,898	77,175	2,778,073
災 害 復 旧 費	1,095,562	33,500	1,129,062
公 債 費	5,767,392		5,767,392
積 立 金	961,290	129,187	1,090,477
出 資 金 ・ 貸 付 金	103,600		103,600
繰 出 金	3,835,786		3,835,786
予 備 費	50,000		50,000
一般会計 合計	42,195,628	288,176	42,483,804

◆ 9月補正予算 主要事項

(単位: 千円)

		区分/政策名	補正額	担当課 増減区分	ページ	
		事業名				
災害 関連		北陵総合センター災害復旧事業	33,500	農政課	9	
		小計	33,500			
幼児 教育・ 保育 無償 化 関連		幼児教育・保育無償化事業	43,838	新規	10	
		保育所委託事業	△16,734	拡充	12	
		公立保育所運営事業	財源更正	－	拡充	12
		幼稚園一般管理事業	財源更正	－	拡充	15
		私立幼稚園就園奨励費補助事業	△11,306	縮小	15	
		子ども・子育て新制度施設型給付費事業	2,052	拡充	15	
		私立幼稚園多子世帯保育料軽減事業	△409	縮小	15	
		小計	17,441			
一 般 会 計		② 人と文化・スポーツを育むまちづくり(教育・文化・スポーツ)				
		北陵地域公民館整備事業	16,600	新規	18	
		北陵総合センター施設除却事業	8,000	新規	19	
		③ だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり(生活基盤)				
		つつじが丘・向野団地建替事業	6,500	新規	20	
		都市計画費一般管理事業	568	継続	21	
		④ 豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり(防災・環境)				
		福知山市避難情報等分析・検討事業	債務負担行為設定	－	新規	22
		ため池等農地災害危機管理対策事業	5,500	継続	23	
		⑤ 子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉・子育て)				
		介護人材確保対策事業	7,230	継続	24	
		⑥ 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまちづくり(産業・地域活力)				
		(仮称)福知山鉄道館ポッポランド建設事業	8,000	新規	25	
		スマート農林水産業実装チャレンジ事業	1,219	新規	26	

(単位: 千円)

（単位：千円）

		区分/政策名	補正額	担当課 増減区分	ページ	
		事業名				
一般会計 補正	通常	移住・定住促進事業	11,600	継続	27	
		府営川北地区ほ場整備事業	40,811	継続	28	
		水土里ネット京都関連事業	2,500	継続	29	
		⑦ 行財政効率の高いまちづくり				
		正	減債基金積立事業	127,957	拡充	30
			社会保障・税番号制度実施に係る整備等事業	750	継続	31
	小計		237,235			
一般会計(補正第3号) 22事業 計			288,176			

事業名		補正額	増減区分	ページ
特別会計	【国民健康保険事業特別会計】(補正第1号) 償還金/国民健康保険事業基金積立金	113,441	継続	32
	【介護保険事業特別会計(保険事業勘定)】(補正第2号) 介護給付費負担金等返還金/介護給付費準備基金積立金	199,491	継続	33
	【介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)】(補正第2号) 介護サービス事業基金積立金	827	継続	34
	特別会計 2会計 計	313,759		

幼児教育・保育無償化関連事業

「10月から幼児教育・保育の無償化がスタート」

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が、令和元年5月に公布されました。生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化が実施されます。

また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設、一時保育などについても適用があります。

今回の令和元年9月補正予算では、「幼児教育・保育無償化事業」の新規事業をはじめ、関連予算を計上しています。

区 分	災害復旧					(単位: 千円)
事業名	北陵総合センター災害復旧事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
33,500	国	府	市債	その他	一般財源	—
			33,500			補正後予算額 33,500

1 事業の背景・目的

平成30年7月豪雨により北陵総合センターの敷地法面が崩落し、建物周辺を含め広範囲にわたり地割れが生じ、危険な状態となっています。

昨年度より実施してきた復旧対策工法の調査・設計業務が完了したため、法面災害復旧工事を行います。

2 事業の内容

北陵総合センター法面の災害復旧工事を実施します。

工法：施工延長 L=80m

掘削V=2,674m³ 植生工A=1,370m² 排水構造物工N=1式

3 事業費の内訳

(款) 災害復旧費 (項) 農林施設等災害復旧費 (目) 農林施設等災害復旧費
工事請負費 33,500千円 (災害復旧工事)

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 災害復旧債

農林施設等災害復旧事業債 (一般単独)

事業費33,500千円×充当率100%=33,500千円



法面崩落状況



池周辺の地盤沈下 (敷地内)

担当課	産業政策部農政課	電話	直通 24-7041 内線 4112
-----	----------	----	--------------------

区 分	幼児教育・保育無償化関連					(単位:千円)
事業名	幼児教育・保育無償化事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
43,838	国	府	市債	その他	一般財源	—
	18,341	13,019			12,478	補正後予算額 43,838

1 事業の背景・目的

国の少子化対策の一環として幼児教育・保育にかかる保護者の負担軽減を図ることを主な目的として、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施されます。

本事業は、無償化により初めて利用料の補助が行われることとなった認可外保育施設等各種保育事業、幼稚園給食費への補助のほか、子ども・子育て新制度未移行の私立幼稚園への保育料補助など、保育所・市立幼稚園・認定こども園への保育料無償化以外の無償化事業を実施します。

2 事業の内容

(1) 幼児教育・保育施設及び保護者への補助事業

	事業概要	無償化の対象と上限額
1	子ども・子育て新制度未移行の私立幼稚園への保育料補助	・対象園に通う3歳以上の子ども 【無償となる上限額】月25,700円
2	認可外保育施設、保育所の一時保育、病児保育、ファミリー・サポートセンター事業の利用料補助	・保育の必要性の認定を受けた3～5歳児の子ども ・保育の必要性の認定を受けた0～2歳児の非課税世帯の子ども ※保育所、認定こども園、預かり保育時間の長い幼稚園を利用している子どもは対象外。 【無償となる上限額】 左記の利用料の合算額として3～5歳児：月37,000円 0～2歳児：月42,000円
3	公私立幼稚園の預かり保育の利用料補助	・保育の必要性の認定を受けた3～5歳児の子ども 【無償となる上限額】月11,300円
4	公私立幼稚園への給食費補助	・年収360万円未満相当世帯の子ども及び小学3年生以下の子どもの範囲で第3子以降となる子ども 【無償となる上限額】月4,500円
5	公私立保育所・幼稚園への第3子以降の給食費補助（国制度拡充分・市単独事業）	・9月までの京都府第3子以降無償化事業の対象範囲で第3子以降となる3歳以上の子ども 【無償となる上限額】月4,500円

(2) 無償化に伴う窓口事務事業

	事業概要	内容
1	無償化実施に伴う事務事業	・保育の必要性の認定申請受付や幼児教育・保育施設利用料の還付申請等の業務 ・無償化実施のためのシステム改修 等

3 事業費の内訳

(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費

	事業概要	節・経費内訳	金額
1	子ども・子育て新制度未移行の私立幼稚園への保育料補助	負担金	27,944千円
2	認可外保育施設、保育所の一時保育、病児保育、ファミリー・サポートセンター事業の利用料補助	扶助費	8,172千円
3	公私立幼稚園の預かり保育の利用料補助	扶助費	424千円
4	公私立幼稚園への給食費補助	補助金	628千円
5	公私立保育所・幼稚園への第3子以降の給食費補助(国制度拡充分・市単独事業)	補助金	2,857千円
6	無償化実施に伴う事務事業	臨時職員賃金、消耗品費、システム改修費等	3,813千円
		計	43,838千円

4 主な特定財源

(款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 民生費国庫補助金

子育てのための施設等利用給付費交付金

事業1～3の小計36,540千円×国負担割合1/2 ≒ 18,269千円

子ども・子育て支援交付金

事業4のうち私立分216千円×国負担割合1/3 ≒ 72千円

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金

子育てのための施設等利用給付費交付金

事業1～3の小計36,540千円×府負担割合1/4 ≒ 9,134千円

子ども・子育て支援交付金

事業4のうち私立分216千円×府負担割合1/3 ≒ 72千円

子ども・子育て支援事業費府補助金

事業6の小計3,813千円×補助率10/10 = 3,813千円

担当課	福祉保健部子ども政策室	電話	直通 24-7083 内線 6260
-----	-------------	----	--------------------

区 分	幼児教育・保育無償化関連					(単位: 千円)
事業名	保育所委託事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
△16,734	国	府	市債	その他	一般財源	2,285,616
	122,055	51,298		△139,767	△50,320	補正後予算額 2,268,882
事業名	公立保育所運営事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
—	国	府	市債	その他	一般財源	283,146
		△3,617		△36,440	40,057	補正後予算額 283,146

1 事業の背景・目的

国の少子化対策の一環として幼児教育・保育にかかる保護者の負担軽減を図ることを主な目的として、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施されます。

無償化の実施により、市内私立保育所・市外保育所への委託費並びに小規模保育施設・認定こども園への施設型給付費の基本単価等が変更となるため、歳出額を減額します。

併せて、これまで市で徴収していた3～5歳児クラスの子ども及び0～2歳児クラスの非課税世帯の子どもの保育所保育料について歳入を減額します。

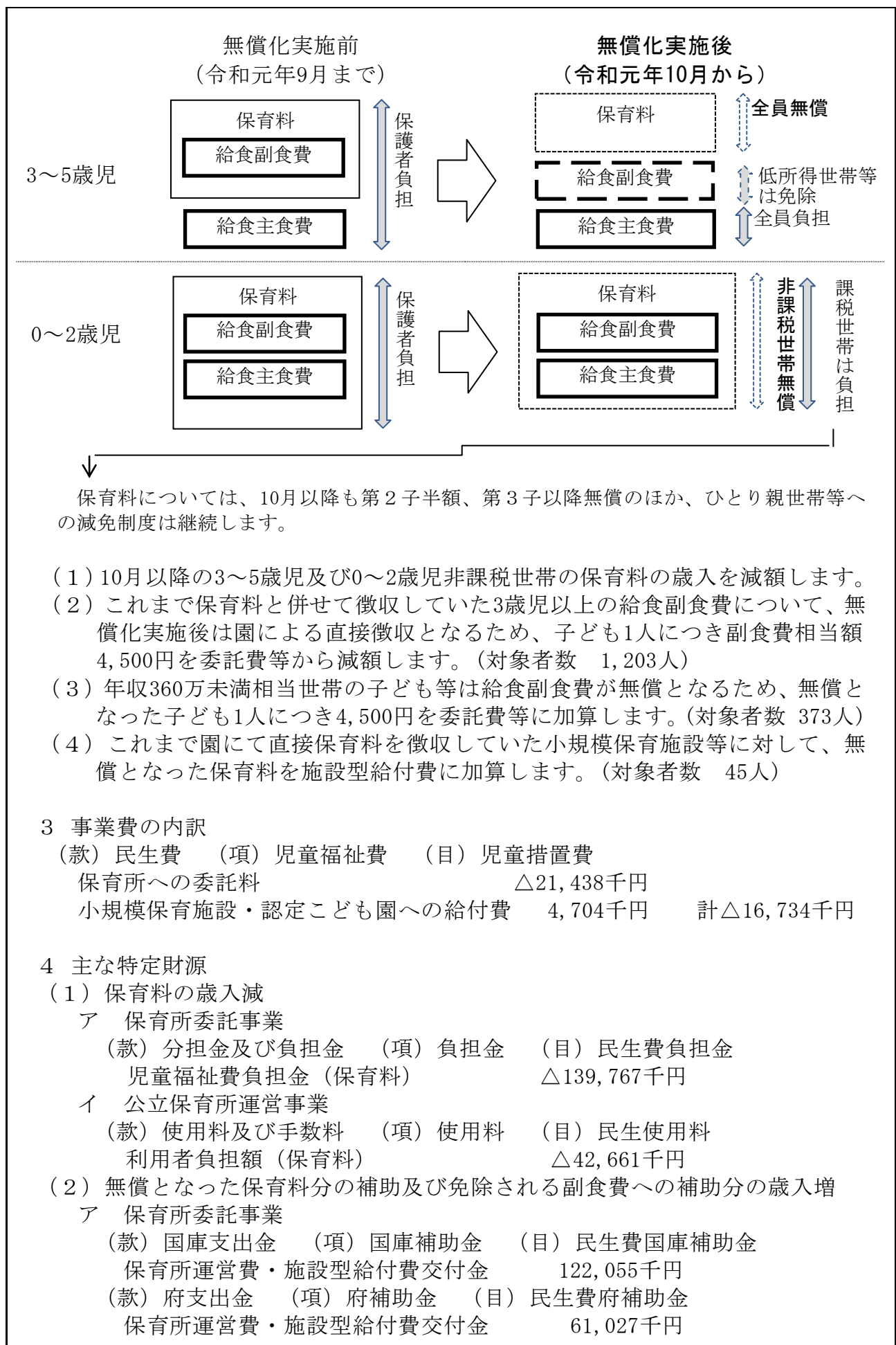
2 事業の内容

○無償化の主な枠組み（保育所・小規模保育事業所・認定こども園保育部）

クラス	保育料が無償となる子ども	給食副食費が無償となる子ども
3～5歳児	全ての世帯の子ども	・年収360万円未満相当世帯の子ども ・就学前子どもの範囲で第3子以降となる子ども
0～2歳児	市町村民税非課税世帯の子ども	全員別途徴収なし ※保育料に含む※

○無償化後の保育料・給食副食費の徴収者（保育所・小規模保育事業所・認定こども園保育部）

		保護者が負担する費用	徴収者
公立	3～5歳児	給食副食費	福知山市
	0～2歳児	保育料	福知山市
私立	3～5歳児	給食副食費	各保育施設
	0～2歳児	保育料	福知山市



※保育料をこれまで市単独負担で減免していた部分の費用に対して、
国：府：市＝２：１：１の負担割合に替わる為、歳入が増加します。

(3) 府独自補助にて3～5歳児の第3子以降保育料無償化分についての歳入減

ア 保育所委託事業

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金
多子世帯保育料軽減事業(保育園分) △9,729千円

イ 公立保育所運営事業

(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金
多子世帯保育料軽減事業(保育園分) △3,617千円

※国制度で無償となったため、減額しています。

(4) 他市住民が本市公立園を利用する分の他市からの給付費の歳入増

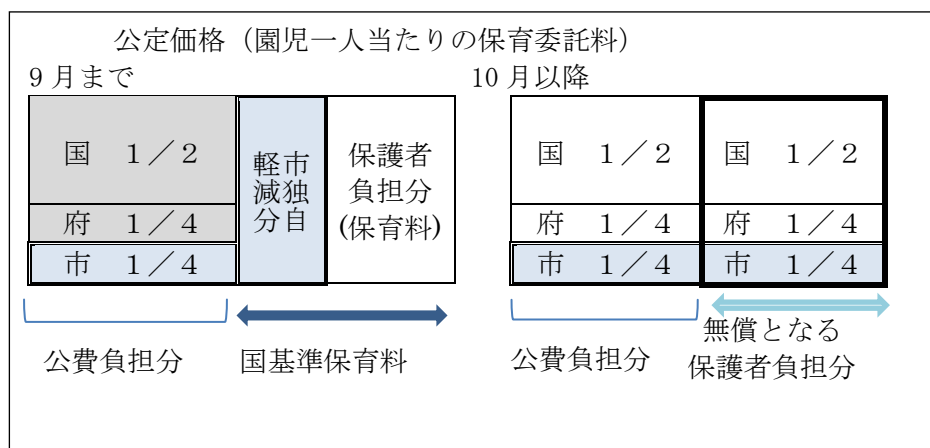
ア 公立保育所運営事業

(款) 分担金及び負担金 (項) 負担金 (目) 民生費負担金
施設型給付費 119千円

(5) 公立園を利用する3～5歳児の給食副食費の歳入増

ア 公立保育所運営事業

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入
公立保育園給食費 6,102千円



担当課

福祉保健部子ども政策室

電話

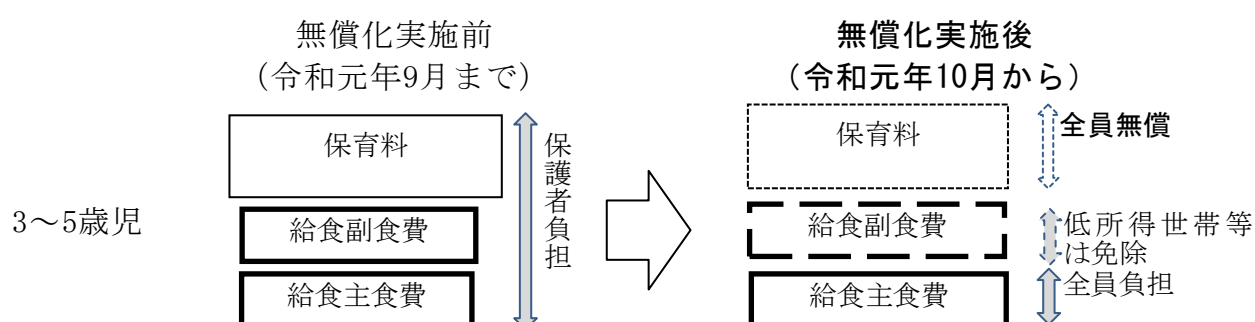
直通 24-7083 内線 6260

区 分	幼児教育・保育無償化関連					(単位: 千円)
事業名	幼稚園一般管理事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
—	国	府	市債	その他	一般財源	31,828
		△347		△7,533	7,880	補正後予算額 31,828
事業名	私立幼稚園就園奨励費補助事業					縮小
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
△11,306	国	府	市債	その他	一般財源	22,614
	△2,449				△8,857	補正後予算額 11,308
事業名	子ども・子育て新制度施設型給付費事業					拡充
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,052	国	府	市債	その他	一般財源	36,787
	1,297	648			107	補正後予算額 38,839
事業名	私立幼稚園多子世帯保育料軽減事業					縮小
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
△409	国	府	市債	その他	一般財源	819
		△205			△204	補正後予算額 410
1 事業の背景・目的 国の少子化対策の一環として幼児教育・保育にかかる保護者の負担軽減を図ることを主な目的として、令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が実施されます。 無償化により公立幼稚園の保育料について、10月以降の歳入を減額します。 併せて、市外認定こども園への施設型給付費に無償化分の保育料を加算等するため、歳出額を増額します。 また、府独自補助にて3～5歳児の第3子以降について保育料を無償化としていた公私立幼稚園への補助分については9月分で終了となるほか、文部科学省からの補助を受けて実施していた子ども・子育て新制度未移行の私立幼稚園への保育料補助も9月分で終了となるため、対象事業について歳入歳出を減額します。						

2 事業の内容

○無償化の主な枠組み（公立幼稚園・私立幼稚園・認定こども園幼稚部）

施設	保育料が無償となる子ども	給食副食費が無償となる子ども	副食費免除への補助方法
公立幼稚園	満3歳以上の全ての世帯の子ども	・年収360万円未満相当世帯の子ども ・小学3年生以下の範囲で第3子以降となる子ども	免除した園への補助金支給 →幼児教育・保育無償化事業にて歳出
私立幼稚園			施設型給付費への加算 →子ども・子育て新制度施設型給付費事業にて歳出
認定こども園幼稚部			



- (1) 10月以降の公立幼稚園保育料の歳入を減額します。
- (2) これまで園にて直接保育料を徴収していた市外認定こども園に対して、無償となった保育料額を給付費に加算します。(対象者数 21人)
- (3) 年収360万円未満相当世帯の子ども等は給食副食費が無償となるため、副食無償となった子ども1人につき4,500円を市外認定こども園への給付費に加算します。(対象者数 5人)
- (4) 子ども・子育て新制度未移行の私立幼稚園への所得に応じた保育料補助については、文部科学省所管補助金及び京都府独自多子世帯無償化補助金は終了となるため、10月以降の対象事業の歳入歳出を減額します。
なお、10月以降の私立幼稚園への全額保育料補助については、「幼児教育・保育無償化事業」にて実施します。

3 事業費の内訳

(款) 教育費 (項) 幼稚園費 (目) 幼稚園費

施設型給付費	2,052千円 (無償化分を増額)
私立幼稚園就園奨励費補助金	△11,306千円 (半年分に減額)
私立幼稚園多子世帯保育料軽減補助金	△409千円 (半年分に減額)

4 主な特定財源

(1) 保育料の歳入減

ア 幼稚園一般管理事業

(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 教育使用料

幼稚園保育料 △7,533千円 (半年分に減額)

- (2) 無償となった保育料への補助及び免除される副食費への補助分の歳入増
 ア 子ども・子育て新制度施設型給付費事業
 (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 教育費国庫補助金
 施設型給付費交付金 1,297千円
 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 教育費府補助金
 施設型給付費交付金 648千円
- (3) 新制度未移行の私立幼稚園への保育料補助事業の終了による歳入減
 ア 私立幼稚園就園奨励費補助事業
 (款) 国庫支出金 (項) 国庫補助金 (目) 教育費国庫補助金
 幼稚園就園奨励費 $\Delta 2,449$ 千円 (当初予算 $\div 1/2$)
- (4) 府独自補助にて3～5歳児の第3子以降保育料無償化分についての歳入減
 ア 幼稚園一般管理事業
 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 教育費府補助金
 多子世帯保育料軽減事業 (幼稚園分) $\Delta 347$ 千円 (当初予算 $\div 1/2$)
 イ 私立幼稚園多子世帯保育料軽減事業事業
 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 教育費府補助金
 多子世帯保育料軽減事業 (幼稚園分) $\Delta 205$ 千円 (当初予算 $\div 1/2$)

担当課	福祉保健部子ども政策室	電話	直通 24-7083 内線 6260
-----	-------------	----	--------------------

政策名	人と文化・スポーツを育むまちづくり					(単位：千円)
事業名	北陵地域公民館整備事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
16,600	国	府	市債	その他	一般財源	—
			16,600			補正後予算額 16,600
1 事業の背景・目的 北陵地域公民館が設置される北陵総合センターは、平成30年7月豪雨により背後の法面が崩壊し、建物周辺を含め広範囲にわたり危険な状態となっています。 また、土砂災害警戒区域に施設の一部が含まれていることから、安全性の確保も大きな課題となることから、施設の用途を廃止して解体する計画となっています。 地域公民館は、地域住民の多様な学習機会や交流の場であり、地域コミュニティや防災の拠点施設であることから、早期に北陵地域公民館の再開を地域の意見を聞きながら進め、安心安全、バリアフリーを確保した施設として新たに整備します。 2 事業の内容 生涯学習や地域交流の拠点及び災害時の地域住民の避難に対応した地域公民館を新築します。 (今後の予定) 令和元年度 新北陵地域公民館設計及び建設地地質調査実施 令和2年度 新北陵地域公民館建設工事 令和3年度 新北陵地域公民館竣工 3 事業費の内訳 (款) 教育費 (項) 社会教育費 (目) 公民館費 委託料 16,600千円 (内訳) 新北陵地域公民館建設設計業務 14,130千円 新北陵地域公民館建設地質調査業務 2,470千円 4 主な特定財源 (款) 市債 (項) 市債 (目) 教育債 社会教育事業債 (辺地対策事業債) 事業費16,600千円×充当率100%＝16,600千円						
担当課	教育委員会中央公民館		電話	直通 22-9551		

政策名	人と文化・スポーツを育むまちづくり					(単位：千円)
事業名	北陵総合センター施設除却事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
8,000	国	府	市債	その他	一般財源	—
			8,000			補正後予算額 8,000

1 事業の背景・目的

北陵総合センター内のこぶし荘は、平成30年7月豪雨により背後地法面が崩落し、建物周辺を含め広範囲にわたり地割れが生じ危険な状態となったことから営業を休止し、同年12月末には指定管理者制度による管理運営を終了したところです。また、山村基幹集落センター（北陵地域公民館）についても、こぶし荘と同一施設に在り、同様に危険な状態であり且つ、土砂災害警戒区域の法面の肩に立地していることから、安全性の確保が課題となっていました。

その後、平成31年2月に福知山市指定管理者制度第三者評価委員会から、宿泊施設としての機能廃止の報告を受けたことを踏まえて、地域の理解を得たうえで、用途を廃止するとともに、施設の安全性の観点から解体することとします。

2 事業の内容

北陵総合センター基幹施設であるこぶし荘（本館・新館）および山村基幹集落センター（北陵地域公民館）の解体設計業務を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業総務費
委託料 8,000千円 (解体設計業務)

4 主な特定財源

(款) 市債 (項) 市債 (目) 農林業債
農業債 (辺地対策事業債) 事業費8,000千円×充当率100%=8,000千円



北陵総合センター基幹施設



山村基幹集落センター（北陵地域公民館）
背後地法面

担当課	産業政策部農政課	電話	直通 24-7041 内線 4113
-----	----------	----	--------------------

政策名	だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり					(単位：千円)
事業名	つつじが丘・向野団地建替事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
6,500	国	府	市債	その他	一般財源	—
					6,500	補正後予算額 6,500

1 事業の背景・目的

「福知山市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐用年数を超過した市営住宅団地の建替を行い、市民の安心・安全と居住水準の向上を図ります。

つつじが丘団地と向野団地は、つつじが丘団地に集約建替を予定している団地です。

周辺自治会とも建替について合意を得ることができましたので、早期に建替事業に着手するものです。

【つつじが丘団地の概要】

つつじが丘団地は敷地2.25ha（市有地）に、昭和41年～44年度にかけて建設された市営73戸、府営87戸の府市混在団地です。

【向野団地の概要】

向野団地は敷地1.65ha（市有地）に、昭和36年～38年度にかけて建設された市営76戸の団地です。

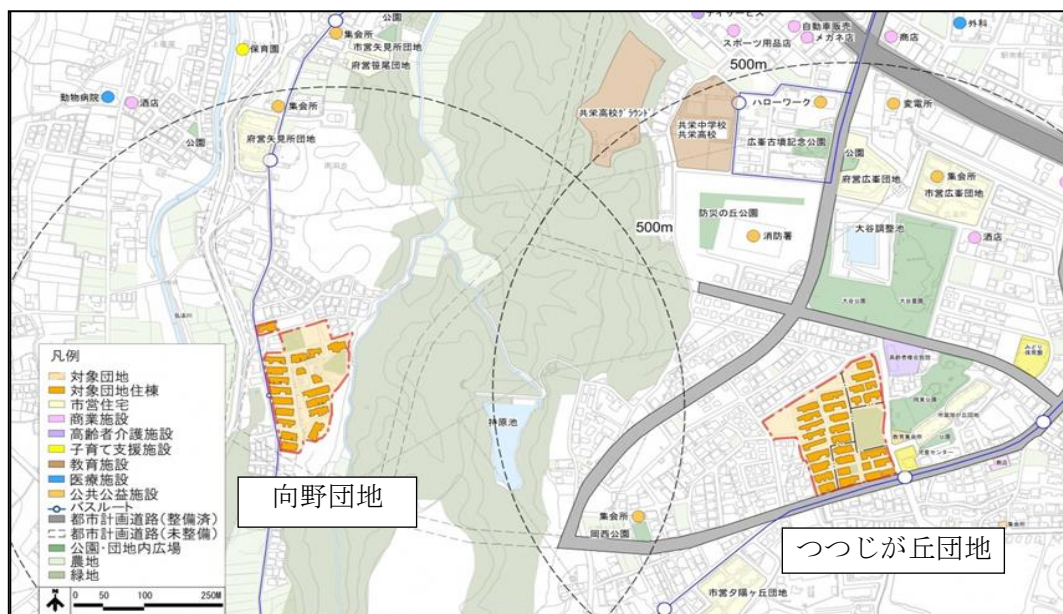
2 事業の内容

建替事業を早期着手するためには、つつじが丘団地の境界確定をしておくことが必須条件となるため、公共嘱託登記業務を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 土木費 (項) 住宅費 (目) 住宅建設費

委託料 6,500千円（市営住宅つつじが丘団地公共嘱託登記業務）



担当課	建設交通部建築住宅課	電話	直通 24-7058 内線 4245
-----	------------	----	--------------------

政策名	だれもが快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり					(単位: 千円)
事業名	都市計画費一般管理事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
568	国	府	市債	その他	一般財源	3, 585
					568	補正後予算額 4, 153
1 事業の背景・目的 昭和50年から55年にかけて民間施行により実施された荒河声田和土地区画整理事業地内の本市所有の宅地について、平成30年10月18日付で当時の施行者らから本市を被告として、自身が行った創設換地処分が無効を主張し、自身へ本件土地の所有権移転登記手続をするよう求める請求をされ、現在裁判で争っているところです。施行者らから令和元年6月17日に重ねて当該創設換地処分を取り消す旨の告知がありました。 2 事業の内容 本市は、本件土地の所有権を保全するため、相手方による本件土地に係る創設換地処分の取消処分について取消しを求める請求を行います。 3 事業費の内訳 (款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 役務費 22千円 (印紙代等) 委託料 546千円 (訴訟業務委託) [参考] 「荒河声田和土地区画整理事業」 民間施行 昭和50年3月31日に事業認可 昭和54年6月29日に換地処分 施行面積は約23ha ・創設換地処分とは 公益利便施設の用に新たに供すべき土地については、従前の土地がなくても換地計画において、新たに一定の土地を定められる換地のこと。						
担当課	建設交通部都市・交通課		電話	直通 24-7050 内線 4317		

政策名	豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり					(単位：千円)
事業名	福知山市避難情報等分析・検討事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
—	国	府	市債	その他	一般財源	—
	—	—	—	—	—	補正前予算額 —

債務負担行為の設定

(単位：千円)

事項	期間	限度額	左の財源内訳			
			国・府 支出金	地方債	その他	一般財源
福知山市避難情報等分析 ・検討業務	令和元年度 ～ 令和2年度	6,800	3,400			3,400

1 事業の背景・目的

近年、全国的に雨の降り方が局地化・激甚化しており、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政は「それを全力で支援する」という住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会を構築することが求められています。

そうした中、本年5月末に国、府、由良川流域の自治体等で構成する由良川減災対策協議会由良川大規模内水対策部会において、大江町河守・公庄地区における内水対策として排水ポンプ等のハード対策を行うとともに、ソフト対策として避難のあり方についても連携して取り組んでいくことが確認されました。また、7割以上を山林が占める本市においては、土砂災害にかかる避難のあり方についても検討が必須となっており、あり方検討会の議論とあわせ、避難情報等の分析・検討業務を実施し、本市独自の避難情報の発信のあり方について検討を行います。

2 事業の内容

現在進めている大江地域における内水氾濫に対するローカルエリアリスク情報の活用など避難体制の確立に向けた取り組みとともに、土砂災害に関しても過去の被災実績の分析や効果的な情報発信のタイミングや範囲などの検討を加え、福知山市独自の避難のあり方検討を進めるため、福知山市避難情報等分析・検討事業を推し進めるものです。

3 事業費の内訳

- (1) 期 間 令和元年度～令和2年度
(2) 限度額 6,800千円

4 支出予定科目

(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 災害対策費
(事業名) 福知山市避難情報等分析・検討事業
(節) 委託料

担当課	市民総務部危機管理室	電話	直通 24-7503 内線 3513
-----	------------	----	--------------------

政策名	豊かな自然の中で共に安心して安全に暮らせるまちづくり					(単位：千円)
事業名	ため池等農地災害危機管理対策事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
5,500	国	府	市債	その他	一般財源	26,100
		4,125	900	275	200	補正後予算額 31,600

1 事業の背景・目的

農業用ため池の塩津古池（岩間地内）は、平成26年8月前線豪雨災害により堤体が決壊し、平成27年度に災害復旧工事を実施しました。その後、平成30年7月豪雨災害においても再度堤体が決壊しました。

被災原因が狭小な洪水吐であることから、今般の原形復旧となる災害復旧事業と併せて、堤体内に新たに洪水吐を設置することで、排水能力を向上させ防災機能を高めます。

2 事業の内容

平成30年7月豪雨災害による災害復旧事業と併せて、堤体内に新たに洪水吐を設置する工事を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農地費
工事請負費 5,500千円 (塩津古池洪水吐整備工事)

4 主な特定財源

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金 (目) 農林業費分担金

農業費分担金 事業費5,500千円×地元5%＝275千円

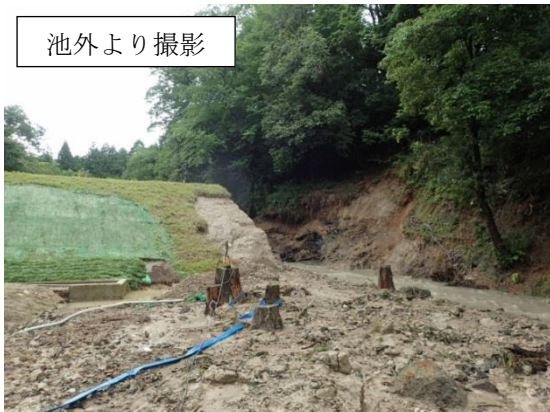
(款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金

農業費補助金 事業費5,500千円×(国50%＋府25%)＝4,125千円

(款) 市債 (項) 市債 (目) 農林業債

農業債（公共事業等債） 900千円（充当率90%）

池外より撮影



池内より撮影



岩間地内 塩津古池（農業用ため池）

担当課	産業政策部農政課	電話	直通 24-7042 内線 4115
-----	----------	----	--------------------

政策名	子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり					(単位：千円)
事業名	介護人材確保対策事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
7,230	国	府	市債	その他	一般財源	11,179
		3,000		4,230		補正後予算額 18,409
1 事業の背景・目的 京都府が主導する京都府北部福祉人材養成システムの一環として一般社団法人福知山民間社会福祉施設連絡協議会が実施している介護・福祉人材養成センターについて、現在、福知山公立大学の空き教室を研修会場として使用していますが、来年度より新たな研修会場として中六人部会館を活用するための改修を実施します。 また、介護人材確保対策事業として実施している介護福祉士育成修学資金の貸付について、返還免除期間到来前の離職による返還が発生したため返還金を地域福祉基金に積み立てます。 2 事業の内容 (1) 中六人部会館の改修工事 (2) 介護福祉士育成修学資金の返還に伴う地域福祉基金への積立 3 事業費の内訳 (款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 老人福祉費 工事請負費 6,000千円 (中六人部会館改修工事) ・玄関廻り・スロープ改修、雨漏り改修、放送設備移設に伴う改修工事一式 積立金 (地域福祉基金) 1,230千円 ・介護福祉士育成修学資金の返還免除期間到来前の離職による返還 (1名分) 4 主な特定財源 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 民生費府補助金 社会福祉費補助金 3,000千円 (きょうと地域連携交付金) (款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金 地域福祉基金繰入金 3,000千円 (款) 諸収入 (項) 貸付金元利収入 (目) 貸付金元利収入 介護福祉士育成修学資金貸付金元利収入 1,230千円						
担当課	福祉保健部高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2141		

政策名	地域の特色を活かしたにぎわいあるまちづくり					(単位：千円)
事業名	(仮称) 福知山鉄道館ポッポランド建設事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
8,000	国	府	市債	その他	一般財源	—
				8,000		補正後予算額 8,000
1 事業の背景・目的 建物の老朽化に伴って平成29年度末から休館し、移転先及び運営方法等の検討していた福知山鉄道館ポッポランドに対し、令和元年7月に施設の建設資金及び運営資金として2億円の寄附の申出をいただきました。 これを受け、市では寄附者のご厚意への感謝とご意向を尊重して、建設に向けた協議・検討を進めています。 令和元年度においては、施設の位置や規模、展示内容等について、ポッポランド関係者などの関係者らから意見を聴取し、より集客力があり、持続可能性の高い施設にするための方針を決定します。 2 事業の内容 (仮称) 福知山鉄道館ポッポランド建設の方針決定に際し、関係者からの意見聴取や取りまとめ、施設・展示内容等に対する提案、助言をしてもらうためのコンサルティング業務を委託します。 3 事業費の内訳 (款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工業振興費 委託料 8,000千円 (コンサルティング業務委託) 4 主な特定財源 (款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金 地域振興基金繰入金 8,000千円						
担当課	産業政策部産業観光課		電話	直通 24-7077 内線 4142		

政策名	地域の特色を活かしたにぎわいのあるまちづくり					(単位：千円)
事業名	スマート農林水産業実装チャレンジ事業					新規
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
1,219	国	府	市債	その他	一般財源	－
		1,219				補正後予算額 1,219
1 事業の背景・目的 過疎高齢化による地域の担い手不足により農林水産業の生産力が低下していることから、A I ・ I C T等の先端技術を活用したスマート技術を導入することにより、農林水産業の作業性・品質・生産性の向上を図ります。 今回、市内の1団体に対して京都府の採択があったため、新規に予算を計上します。 2 事業の内容 限られた労働力で効率的に経営を維持・拡大するため、A I ・ I C Tを活用したスマート技術の導入に取り組む生産者を支援します。 (1) 土地利用型作物（水稻、麦類、大豆、小豆等） 補助率 3戸以上の農業者等で組織する団体等 1/2以内 個別経営体 3/10以内 下限事業費 300千円 (2) 土地利用型作物以外（京野菜、茶等） 補助率 3戸以上の農業者等で組織する団体等 4/10以内 個別経営体 3/10以内 下限事業費 300千円 3 事業費の内訳 (款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農業振興費 補助金 1,219千円 土地利用型作物 1団体 2,438千円×1/2=1,219千円 4 主な特定財源 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 農林業費府補助金 農業費補助金 1,219千円  スマート技術の一例 ○薬剤散布用ドローン						
担当課	産業政策部農林業振興課		電話	直通 24-7044 内線 4120		

政策名	地域の特色を活かしたにぎわいのあるまちづくり					(単位: 千円)
事業名	移住・定住促進事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
11,600	国	府	市債	その他	一般財源	19,370
		5,800		5,800		補正後予算額 30,970
1 事業の背景・目的 農山村地域における空き家等を有効活用した移住促進により、持続可能な地域運営と地域活性化を図ることを目的とします。 2 事業の内容 空き家情報バンクを通じて成約した空き家物件の改修費用の一部について補助金を交付します。 平成30年度末の成約者が急増したことに伴い、今年度の補助制度利用の増加が見込まれるため増額補正を行います。 3 事業費の内訳 (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 地域交流推進費 福知山市農山村地域空き家改修補助金(市単独補助) 8,000千円 補助上限額1,000千円×8件=8,000千円 (補助率: 2分の1) 福知山市移住促進補助金(府条例による移住特区改修補助) 3,600千円 補助上限額1,800千円×2件=3,600千円 (補助率: 10分の10 負担割合: 府2分の1、市2分の1) 4 主な特定財源 (款) 府支出金 (項) 府補助金 (目) 総務費府補助金 総務管理費補助金 5,800千円 (内訳) きょうと地域連携交付金 4,000千円 京都府農業振興事業補助金 1,800千円 (款) 繰入金 (項) 基金繰入金 (目) 基金繰入金 地域振興基金繰入金 5,800千円						
担当課	地域振興部まちづくり推進課			電話	直通 24-7225 内線 4163	

政策名	地域の特色を活かしたにぎわいのあるまちづくり					(単位: 千円)
事業名	府営川北地区ほ場整備事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
40,811	国	府	市債	その他	一般財源	14,425
		3,236	11,300	25,050	1,225	補正後予算額 55,236

1 事業の背景・目的

川北地区の由良川築堤計画と整合した生産基盤の整備に向けて、府営による「ほ場整備事業」を導入し、農用地の利用集積による高度利用と農業経営体の育成を図ります。

京都府から事業費増額の内示を受けたことから、府営事業に伴う負担金及び換地業務にかかる報償費と委託料の増額補正を行います。

2 事業の内容

川北地区ほ場整備区域における事業費の一部を負担するとともに、換地業務等を実施します。

事業期間：平成26年度から令和3年度

3 事業費の内訳

(款) 農林業費	(項) 農業費	(目) 農地費
報償費	211千円	(委員謝礼)
委託料	3,025千円	(換地計画作成)
負担金	37,575千円	(工事負担金)
事業費167,000千円 × (市7.5% + 地元15%)		

4 主な特定財源

(款) 分担金及び負担金	(項) 分担金	(目) 農林業費分担金
農業費分担金	事業費167,000千円 × 地元15% = 25,050千円	
(款) 府支出金	(項) 府委託金	(目) 農林業費府委託金
事業費	(報償費211千円 + 委託料3,025千円) × 府補助100% = 3,236千円	
(款) 市債	(項) 市債	(目) 農林業債
農業債(公共事業等債)	11,300千円(充当率90%)	



川北地区ほ場整備区域

担当課	産業政策部農政課	電話	直通 24-7042 内線 4115
-----	----------	----	--------------------

政策名	地域の特色を活かしたにぎわいのあるまちづくり					(単位: 千円)
事業名	水土里ネット京都関連事業					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
2,500	国	府	市債	その他	一般財源	13,749
				2,250	250	補正後予算額 16,249

1 事業の背景・目的

観音寺揚水機は、経年劣化により取水能力が低下し、地域の営農活動に支障をきたす状態となっています。

今般、京都府土地改良事業団体連合会から当該揚水機更新を令和元年度内に実施する土地改良施設維持管理適正化事業の対象とする承認通知を受けたことから、揚水機の更新工事を行います。

2 事業の内容

観音寺揚水機の更新工事を実施します。

3 事業費の内訳

(款) 農林業費 (項) 農業費 (目) 農地費

工事請負費 2,500千円 (観音寺揚水機更新工事)

4 主な特定財源

(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入

水土里ネット京都関連事業交付金

事業費2,500千円×90%=2,250千円



観音寺地内 観音寺揚水機

担当課	産業政策部農政課	電話	直通 24-7042 内線 4115
-----	----------	----	--------------------

政策名	行財政効率の高いまちづくり					(単位：千円)																		
事業名	減債基金積立事業					拡充																		
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額																		
127,957	国	府	市債	その他	一般財源	—																		
					127,957	補正後予算額 127,957																		
1 事業の背景・目的 10月1日から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、新たな国府市の財源構成を適用し、また今年度に限り地方特例交付金（子ども・子育て支援臨時交付金）を受けることから、当初予算と比較し市の財政負担が軽減されます。 国の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」を踏まえ、この軽減分を減債基金に積み立てることで、将来負担の軽減に活用します。 2 事業の内容 減債基金への積立 (単位：千円) <table><tr><td>①</td><td colspan="2">②</td><td>③</td><td>①+②-③</td></tr><tr><td rowspan="2">H30 年度末残高 (見込)</td><td colspan="2">積立予算額</td><td>繰入予算額</td><td rowspan="2">R 元年度末残高 (見込)</td></tr><tr><td>当初予算</td><td>9 月補正</td><td>当初予算</td></tr><tr><td>1,083,689</td><td>338,102</td><td>127,957</td><td>338,102</td><td>1,211,646</td></tr></table> (利子積立金は除く) 3 事業費の内訳 (款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費 積立金 (減債基金) 127,957千円							①	②		③	①+②-③	H30 年度末残高 (見込)	積立予算額		繰入予算額	R 元年度末残高 (見込)	当初予算	9 月補正	当初予算	1,083,689	338,102	127,957	338,102	1,211,646
①	②		③	①+②-③																				
H30 年度末残高 (見込)	積立予算額		繰入予算額	R 元年度末残高 (見込)																				
	当初予算	9 月補正	当初予算																					
1,083,689	338,102	127,957	338,102	1,211,646																				
担当課	財務部財政課		電話	直通 24-7035 内線 3322																				

政策名	行財政効率の高いまちづくり					(単位: 千円)												
事業名	社会保障・税番号制度実施に係る整備等事業					継続												
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額												
750	国	府	市債	その他	一般財源	17,352												
					750	補正後予算額 18,102												
1 事業の背景・目的 「女性活躍加速のための重点方針 2018」に住民基本台帳及びマイナンバーカードへの旧姓併記について明記されており、平成 29 年度以降、マイナンバーカードの記載の充実を実施するためのシステム改修を行ってきました。 住民基本台帳法施行令の一部が改正され、旧氏の住民票への記載が本年 11 月 5 日から施行されることとなり、同日、印鑑登録証明事務処理要領についても一部を改正し、印鑑登録事項にも旧氏を追加することとなりました。 本市が発行する印鑑登録証明書の旧氏併記についても、住民票同様、本年11月5日から実施します。 なお、旧氏併記を実施するため、福知山市印鑑登録及び証明に関する条例及び同条例施行規則の一部の改正を行います。 2 事業の内容 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴う住民票等自動交付機改修業務及び基幹業務支援システム改修業務 3 事業費の内訳 <table><tr><td>(款) 総務費</td><td>(項) 戸籍住民基本台帳費</td><td>(目) 戸籍住民基本台帳費</td></tr><tr><td>委託料</td><td>750千円</td><td></td></tr><tr><td></td><td>(内訳) 住民票等自動交付機改修業務</td><td>380千円</td></tr><tr><td></td><td>基幹業務支援システム改修業務</td><td>370千円</td></tr></table>							(款) 総務費	(項) 戸籍住民基本台帳費	(目) 戸籍住民基本台帳費	委託料	750千円			(内訳) 住民票等自動交付機改修業務	380千円		基幹業務支援システム改修業務	370千円
(款) 総務費	(項) 戸籍住民基本台帳費	(目) 戸籍住民基本台帳費																
委託料	750千円																	
	(内訳) 住民票等自動交付機改修業務	380千円																
	基幹業務支援システム改修業務	370千円																
担当課	市民総務部市民課		電話	直通 24-7014 内線 2242														

政策名	子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり					(単位：千円)
事業名	【国民健康保険事業特別会計】 償還金／国民健康保険事業基金積立金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
113, 441	国	府	市債	その他	一般財源	7, 354, 400
				113, 441		補正後予算額 7, 467, 841
1 事業の背景・目的 府支出金である保険給付費等交付金（特別交付金 特定健康診査分）は、被保険者の特定健康診査受診数を見込んで申請し、申請額に基づき交付を受けているため、実績報告による交付確定額と差が生じます。よって、超過交付となった場合、翌年度に京都府へ返還する必要があります。 また、国民健康保険の健全な運営及び保健事業の実施に必要な財源に充てるため、国民健康保険事業特別会計決算における決算剰余金（繰越金）から保険給付費等交付金返還額を除いた残額を国民健康保険事業基金に積み立てます。						
2 事業の内容 平成30年度保険給付費等交付金（特別交付金 特定健康診査分）の交付額確定により超過交付となったため、超過交付分を平成30年度決算剰余金（繰越金）から返還するとともに、残額については国民健康保険事業基金に積み立てます。						
3 事業費の内訳 (款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金 (目) 償還金 償還金 720千円						
			H30交付済額	H30確定額	返還額	
保険給付費等交付金 (特別交付金 特定健康診査分)			15, 622	14, 902	720	
(款) 基金積立金 (項) 基金積立金 (目) 国民健康保険事業基金積立金 国民健康保険事業基金積立金 112, 721千円 (平成30年度決算剰余金113, 441千円－返還金720千円 = 112, 721千円) ※千円未満切上げ						
4 主な特定財源 (款) 繰越金 (項) 繰越金 (目) 繰越金 前年度繰越金 113, 441千円〔平成30年度決算剰余金(令和元年度への繰越金)〕						
担当課	市民総務部保険年金課		電話	直通 24-7015 内線 2261		

政策名	子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり					(単位：千円)														
事業名	【介護保険事業特別会計（保険事業勘定）】 介護給付費負担金等返還金／介護給付費準備基金積立金					継続														
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額														
199,491	国	府	市債	その他	一般財源	8,318,600														
				199,491		補正後予算額 8,518,091														
1 事業の背景・目的 介護保険事業（保険事業勘定）の財源である介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金については概算払いとなるため、翌年度において精算を行うこととなります。平成30年度に超過交付となった分については、令和元年度において返還を行う必要があります。 また、介護保険事業勘定の決算繰越金のうち、上記返還金を除いた分については、介護保険事業の円滑な運営に資するために設置している介護給付費準備基金に積み立てます。 2 事業の内容 平成30年度介護保険事業（保険事業勘定）により生じた決算剰余金のうち、平成30年度に超過交付となった、介護給付費国庫負担金、介護給付費府負担金、支払基金交付金を返還し、その残額を介護給付費準備基金に積み立てます。 3 事業費の内訳 <table><tr><td>介護保険事業（保険事業勘定）決算剰余金</td><td>199,490,694 円…①</td></tr><tr><td>介護給付費国庫負担金（介護給付費現年度分）返還金</td><td>41,206,875 円…②</td></tr><tr><td>介護給付費国庫負担金（低所得者介護保険料軽減分）返還金</td><td>3,590 円…③</td></tr><tr><td>介護給付費府負担金（介護給付費現年度分）返還金</td><td>29,950,622 円…④</td></tr><tr><td>介護給付費府負担金（低所得者介護保険料軽減分）返還金</td><td>1,795 円…⑤</td></tr><tr><td>支払基金交付金（介護給付費分）返還金</td><td>21,529,771 円…⑥</td></tr><tr><td>介護給付費負担金等返還金（②+③+④+⑤+⑥）</td><td>92,692,653 円…⑦</td></tr></table> （款）諸支出金 （項）償還金及び還付加算金 （目）償還金 償還金 92,693千円（介護給付費負担金等返還金）…⑦ （款）基金積立金 （項）基金積立金 （目）介護給付費準備基金積立金 介護給付費準備基金積立金 106,798千円…（①－⑦） 4 主な特定財源 （款）繰越金 （項）繰越金 （目）繰越金 前年度繰越金 199,491千円〔平成30年度決算剰余金(令和元年度への繰越金)〕							介護保険事業（保険事業勘定）決算剰余金	199,490,694 円…①	介護給付費国庫負担金（介護給付費現年度分）返還金	41,206,875 円…②	介護給付費国庫負担金（低所得者介護保険料軽減分）返還金	3,590 円…③	介護給付費府負担金（介護給付費現年度分）返還金	29,950,622 円…④	介護給付費府負担金（低所得者介護保険料軽減分）返還金	1,795 円…⑤	支払基金交付金（介護給付費分）返還金	21,529,771 円…⑥	介護給付費負担金等返還金（②+③+④+⑤+⑥）	92,692,653 円…⑦
介護保険事業（保険事業勘定）決算剰余金	199,490,694 円…①																			
介護給付費国庫負担金（介護給付費現年度分）返還金	41,206,875 円…②																			
介護給付費国庫負担金（低所得者介護保険料軽減分）返還金	3,590 円…③																			
介護給付費府負担金（介護給付費現年度分）返還金	29,950,622 円…④																			
介護給付費府負担金（低所得者介護保険料軽減分）返還金	1,795 円…⑤																			
支払基金交付金（介護給付費分）返還金	21,529,771 円…⑥																			
介護給付費負担金等返還金（②+③+④+⑤+⑥）	92,692,653 円…⑦																			
担当課	福祉保健部高齢者福祉課		電話	直通 24-7013 内線 2150																

政策名	子どもから高齢者までだれもが健やかに暮らせるまちづくり					(単位：千円)
事業名	【介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）】 介護サービス事業基金積立金					継続
補正予算額	左の財源内訳					補正前予算額
827	国	府	市債	その他	一般財源	32,500
				827		補正後予算額 33,327
1 事業の背景・目的 介護サービス事業勘定の決算繰越金については、介護サービス事業の健全な財政運営に資するために設置している介護サービス事業基金に積み立てます。 2 事業の内容 平成30年度介護サービス事業勘定により生じた決算剰余金を介護サービス事業基金に積み立てます。 3 事業費の内訳 【基金積立額】 介護保険事業（介護サービス事業勘定）決算剰余金 826,420円 （款）基金積立金 （項）基金積立金 （目）介護サービス事業基金積立金 介護サービス事業基金積立金 827千円 4 主な特定財源 （款）繰越金 （項）繰越金 （目）繰越金 前年度繰越金 827千円〔平成30年度決算剰余金（令和元年度への繰越金）〕						
担当課	福祉保健部高齢者福祉課		電話	直通 24-7073 内線 2151		

◆ 条例関連議案

1 福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（新規） 【職員課】

1 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 制定の内容

- (1) この条例で定める会計年度任用職員の給与及び費用弁償について規定することとした。 (第1条関係)
- (2) 会計年度任用職員の給与の範囲、支払方法について定めることとした。 (第2条関係)
- (3) 会計年度任用職員の基礎報酬に係る上限額について定めることとした。 (第3条関係)
- (4) 会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬について定めることとした。 (第4条関係)
- (5) 会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬について定めることとした。 (第5条関係)
- (6) 会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬について定めることとした。 (第6条関係)
- (7) 会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬について定めることとした。 (第7条関係)
- (8) 会計年度任用職員の報酬の端数処理について定めることとした。 (第8条関係)
- (9) 会計年度任用職員の期末手当について定めることとした。 (第9条関係)
- (10) 会計年度任用職員の報酬の支給について定めることとした。 (第10条関係)
- (11) 会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額について定めることとした。 (第11条関係)
- (12) 会計年度任用職員の報酬の減額について定めることとした。 (第12条関係)
- (13) 会計年度任用職員の給与からの控除について定めることとした。 (第13条関係)
- (14) 会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について定めることとした。 (第14条関係)
- (15) 会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償について定めることとした。 (第15条関係)
- (16) 会計年度任用職員の特定の職員の給与について定めることとした。 (第16条関係)
- (17) この条例の委任について定めることとした。 (第17条関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

② 福知山市印鑑登録及び証明に関する条例（一部改正）

【市民課】

1 改正の理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 登録できる印鑑の制限事項に旧氏に関する事項を追加するとともに、文言の整理を行うこととした。(第4条関係)
- (2) 印鑑登録原票に登録する事項に旧氏（住民票に旧氏の記載のある場合）を追加するとともに、文言の整理を行うこととした。(第6条関係)
- (3) 印鑑登録の抹消をする事項に氏の変更のあった場合における旧氏に関する事項を追加することとした。(第12条関係)
- (4) 文言の整理を行うこととした。(第2条関係)

3 施行期日

令和元年11月5日

③ 福知山市退職手当支給条例等（一部改正）

【職員課等】

1 改正の理由

成年被後見人等に係る欠格条項の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

- (1) 福知山市退職手当支給条例（昭和24年福知山市条例第73号）の一部改正
(改正条例第1条関係)
地方公務員法の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、文言の整理を行うこととした。(第12条関係)
- (2) 福知山市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年福知山市条例第1号）の一部改正
(改正条例第2条関係)
地方公務員法の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、文言の整理を行うこととした。
(第18条、第18条の2、第18条の4及び第18条の5関係)
- (3) 福知山市上下水道部の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年福知山市条例第47号）の一部改正
(改正条例第3条関係)
地方公務員法の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、文言の整理を行うこととした。(第18条及び第19条関係)
- (4) 市立福知山市民病院の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成5年福知山市条例第12号）の一部改正
(改正条例第4条関係)
地方公務員法の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」が削られたことに伴い、文言の整理を行うこととした。(第18条及び第19条関係)
- (5) 福知山市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和24年福知山市条例第44号）の一部改正
(改正条例第5条関係)

消防団員の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」を削るとともに文言の整理を行うこととした。
(第4条及び第5条関係)

3 施行期日

(5) 公布の日

(1) から (4) 令和元年12月14日

**4 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(一部改正) 【子ども政策室】**

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市骨髄移植後等の予防接種再接種費助成事業について、健康管理システムの更新時期に併せてシステム管理するため、個人番号を利用する事務を追加することとした。
(別表第1関係)

(2) 子ども・子育て支援法による子育てのための施設等利用給付の支給要件を確認するため、個人番号及び特定個人情報を利用する事務を追加することとした。
(別表第2関係)

3 施行期日

令和元年10月1日

**5 福知山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(一部改正) 【子ども政策室】**

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、連携施設の確保を不要とすることとした。
(第7条第4項関係)

(2) 前号の場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。こととした。
(第7条第5項関係)

(3) 保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとした。

(第46条第2項関係)

(4) 食事の提供の経過措置の適用を受ける家庭的保育事業について、家庭的保育者の居宅に限られないこととした。

(附則第3項関係)

(5) 家庭的保育事業者等について、連携施設に関する経過措置を5年間延長することとした。

(附則第4項関係)

(6) 文言の整理を行うこととした。

(第7条第2項、第17条第2項、第24条第2項及び第38条関係)

3 施行期日 公布の日

6 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（一部改正） **【子ども政策室】**

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 特定教育・保育施設において食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができることとした。

(第13条関係)

ア 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者に係る市町村民税所得割額合算額が次に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。） 57,700円（要保護者等にあつては、77,101円）

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子どもが同一世帯に3人以上いる場合に次に定めるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(2) 市長は特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、代替保育の提供をしないこととすることができることとした。この場合において、連携協力を行う者を適切に確保しなければならないこととした。

(第42条第2項及び第3項関係)

(3) 市長は卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると認める場合は、連携施設の確保をしないこととすることができることとした。この場合において、連携協力を行う者を適切に確保しなければならないこととした。

(第42条第4項及び第5項関係)

(4) 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、市長が適当と認めるものについては連携施設の確保をしないこととすることができることとした。

(第42条第8項関係)

(5) 特定地域型保育事業者に係る連携施設に関する経過措置について5年延長することとした。

(附則第5項関係)

(6) 法改正により文言の整理を行うこととした。

(第2条から第11条、第14条、第16条から第21条、第24条から第28条、第30条、第32条、第34条から第41条、第43条、第46条、第47条、第49条から第52条、附則第2項、附則第4項関係)

3 施行期日

令和元年10月1日

7 福知山市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例 (一部改正) 【子ども政策室】

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

過料に関する規定に準用規定を追加することとした。

(第2条関係)

3 施行期日

令和元年10月1日

8 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 (一部改正) 【子ども政策室】

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもに係る利用者負担額を0円とすることとした。

(別表第1第1項関係)

(2) 市町村民税非課税世帯の満3歳未満保育認定子どもに係る保育標準時間認定及び保育短時間認定の利用者負担額を、月額4,500円から0円にすることとした。

(別表第1第2項関係)

- (3) 利用者負担額の納期限（市立幼稚園）についての号を削るとともに文言の整理を行うこととした。（第10条関係）
- (4) 法改正により支給認定が教育・保育給付認定に改められたことに伴い、文言の整理を行うこととした。
（第1条、第3条から第7条、第11条から第13条、第15条、附則第2項関係）

- 3 施行期日
令和元年10月1日

9 福知山市保育所条例（一部改正）

【子ども政策室】

- 1 改正の理由
子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。
- 2 改正の内容
文言の整理を行うこととした。（第3条及び第4条関係）
- 3 施行期日
令和元年10月1日

10 福知山市水道事業給水条例（一部改正）

【上下水道部経営総務課】

- 1 改正の理由
水道法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。
- 2 改正の内容
 - (1) 水道法の一部改正によって指定給水装置工事事業者の指定に更新制度が導入されたことに伴い、指定の更新に係る規定を設けることとした。（第9条第1項関係）
 - (2) 指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）が導入されることに伴い、指定に係る手数料を見直すこととした。（第38条第1項第2号関係）
 - (3) 文言の整理を行うこととした。（第41条第1項関係）
- 3 施行期日
令和元年10月1日

◆ その他の議案

■ 工事請負契約の締結について

【危機管理室】

- 1 工 事 名 福知山市デジタル防災行政無線整備工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 451,000,000 円
- 4 契約の相手方 大阪市淀川区宮原1丁目2番33号
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社
関西支社
社長 佐野 克也

■ 工事請負契約の締結について

【教育総務課】

- 1 工 事 名 大江地域小・中学校増改築工事
- 2 契約の方法 公募型指名競争入札による契約
- 3 契約金額 404,491,320 円
(この契約に適用される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変更された場合の契約金額は、変更後の消費税等の税率を適用し、算定した額とする。)
- 4 契約の相手方 西田・森下共同企業体
代表者 福知山字天田小字犬丸131番地の1
西田工業株式会社
代表取締役社長 西 田 吉 宏

構成員 福知山市字猪崎1402番地の32
森下建設株式会社
代表取締役 森 下 時 彦

■ 工事請負契約の締結について

【道路河川課】

- 1 工 事 名 小谷ヶ丘調整池整備工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 178,494,840 円
(この契約に適用される消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変更された場合の契約金額は、変更後の消費税等の税率を適用し、算定した額とする。)
- 4 契約の相手方 福知山市夜久野町末718-1
株式会社衣川組
代表取締役 衣 川 倫 夫

■ 工事請負契約の変更について

【社会福祉課】

- 1 工 事 名 総合福社会館耐震及び改修工事
- 2 変更前契約金額 379,488,240 円
- 3 変更後契約金額 394,237,240 円
- 4 変 更 理 由 交通誘導員の減員、アスベスト撤去範囲の変更及び排煙オペレーターの取替え工事の追加による。
- 5 契約の相手方 前田・福多共同企業体
代表者 福知山市字岩井小字大津江85番地の20
前田工業株式会社
代表取締役 前 田 秀 和

構成員 福知山市字天田848番地の3
株式会社福多電気商会福知山営業所
所長 吉 田 薫

■ 物品の取得について

【消防本部消防課】

- 1 物 品 名 多機能型小型動力ポンプ付積載車 1 台
小型動力ポンプ付積載車 4 台
- 2 契 約 の 方 法 指名競争入札による契約
- 3 取 得 価 格 37,778,400 円
(この契約に適用される消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の税率が変更された場合の契約金額は、変更後の消費税等の税率を適用し、算定した額とする。)
- 4 契約の相手方 福知山市問屋町20番地の8
株式会社西日本エスエスシー
代表取締役 加藤 晋 吾

■ 辺地総合整備計画の変更について

【財政課】

福知山市辺地総合整備計画の一部を次のように変更する。

福知山市雲原・天座一区・二区・坂浦・上野条・行積辺地の公共的施設の整備計画に「北陵地域公民館の整備・改修」を追加する。

■ 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

【まちづくり推進課】

福知山市過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更する。

第3項第3号の表中に

「

2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	林道	額田大油子線	「法面改良」	福知山市	夜久野
---------------------------	----	--------	--------	------	-----

」

を追加する。

■ 訴えの提起（上訴及び裁判上の和解を含む。）について 【都市・交通課】

事件の種類	事件の内容
創設換地処分に対する取消処分の取消しを求める請求	相手方らは、福知山市を被告として所有権移転登記手続を求める訴訟を提起し、自身が荒河声田和土地区画整理事業で行った、本市所有の土地に係る創設換地処分の無効を主張して、自身へ本件土地の所有権移転登記手続をするよう求める請求をしていたところ、令和元年6月17日に、重ねて当該創設換地処分を取り消す旨を告知した。 よって、本市は、本件土地の所有権を保全するため、相手方による本件土地に係る創設換地処分の取消処分について取消しを求める訴えの提起又は裁判上の和解を行おうとするものである。

■ 損害賠償の額について 【消防本部総務課】

令和元年7月28日、福知山市字上野条地内の福知山市消防団金山分団本部詰所の敷地周辺の除草作業中に草刈機の回転刃によりはじき飛んだ小石が、国道176号を走行中の乗用車にあたり、窓ガラスを損傷したことによる相手方の損害を、次のとおり賠償する。

損害賠償額 120,000円

■ 平成30年度福知山市各会計歳入歳出決算の認定等について
(9月11日追加提案)

一般会計、 特別会計 12会計、 企業会計 3会計

◆ 報 告

■ 継続費精算書の報告について

(病院事業会計)

(単位 円)

事業名 【担当課】	年度	全体計画①	実績②	比較③＝①－②
新リニアック棟 建設事業 【事務部総務課】	29	108,000,000	98,400,000	9,600,000
	30	162,000,000	171,384,000	△9,384,000
	合計	270,000,000	269,784,000	216,000

■ 損害賠償の額について

地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

専決	内 容	損害賠償額	担当課
令和元年 7月26日 専決第1号	令和元年5月9日、福知山市大江町波美地内、大江中学校の校内除草作業中に草刈機の回転刃によりはじき飛んだ小石が、学校職員所有の自動車の窓ガラスを損傷したことによる相手方の損害を賠償する。	97,363 円	学校教育課

■ 平成30事業年度公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価結果の報告について

【大学政策課】

地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定に基づき、平成30事業年度公立大学法人福知山公立大学の業務の実績に関する評価結果について報告する。

【評価結果】

評 価	評価基準
B	中期計画の達成に向け概ね順調に進捗している。

■ 健全化判断比率等について

(9月11日追加提案)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率等を監査委員の意見を付けて報告する。